

○北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第13号

昭和33年6月20日

改正 昭和36年9月20日警察本部訓令甲第11号、43年4月1日第6号、7月1日第18号、45年8月20日警察本部訓令第19号、46年5月13日第6号、12月1日第17号、47年4月1日第4号、8月23日第10号、10月1日第11号、12月4日第14号、48年5月1日第9号、49年4月1日第3号、50年5月24日第6号、10月28日第9号、51年4月1日第7号、52年4月1日第3号、57年4月1日第6号、59年3月29日第8号、61年4月1日第6号、62年4月1日第5号、平成2年5月1日第9号、3年5月24日第8号、4年6月22日第13号、5年7月1日第7号、6年8月18日第15号、7年3月24日第4号、10年3月27日第6号、13年3月30日第8号、15年3月31日第8号、18年2月1日第1号、19年3月29日第9号、20年3月26日第5号、22年3月24日第4号、24年3月23日第11号、26年3月18日第7号、27年3月23日第11号、28年3月23日第10号、令和2年3月13日第4号、4年3月15日第3号

北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令を次のように定める。

北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令

(呼称及び表示様式)

第1条 北海道警察の部署等の呼称及びその表示様式は、別表のとおりとする。ただし、建物その他の状況により、別表の表示様式と異なるものを用いようとするときは、北海道警察本部長の承認を受けるものとする。

(警察署等の標識)

第2条 北海道警察の部署等のうち、警察署、交番その他の派出所及び駐在所の建物には、赤色標灯を見易い箇所に掲げるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和33年6月20日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。
- 2 北海道警察の各部署の呼称及び表示様式（昭和29年北海道警察本部訓令第11号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、旧訓令の規定により掲示されている表示及び現に設備されている赤色標灯は、この訓令の規定に基づいたものとみなす。

附 則（昭和36年警察本部訓令甲第11号）

- 1 この訓令は、昭和36年9月20日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に改正前の規定に基づき掲示されている表示は、この訓令の規定に基づいたものとみなす。

附 則（昭和43年警察本部訓令甲第6号）

- 1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、改正前の訓令の規定に基づき作製された名刺及び諸用紙で残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和43年警察本部訓令甲第18号）

- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に掲示されている表示で規格と異なるものは、北海道警察の部署の呼称及び表示に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）第1条の規定に基づき北海道警察本部長の承認を受けたものとみなし、当分の間掲示することができる。

附 則（昭和45年警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和46年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和46年5月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年警察本部訓令第17号）抄

1 この訓令は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第10号）抄

1 この訓令は、昭和47年8月23日から施行する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第11号）抄

1 この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和47年12月4日から施行し、昭和47年11月20日から適用する。

附 則（昭和48年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和48年5月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第9号）抄

1 この訓令は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和51年警察本部訓令第7号）

この訓令は、北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和51年北海道公安委員会規則第2号）及び北海道警察の組織に関する訓令の一部を改正する訓令（昭和51年北海道警察本部訓令第6号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和51年8月3日）

附 則（昭和52年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成6年8月18日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第8号）抄

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第5号）抄

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第4号）抄

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第3号）抄

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第一条関係）

警 察 本 部 関 係												区分	呼称及び表示様式	
交通機動隊	運転免許試験場	交通反則通告センター	機動捜査隊	自動車警ら隊	鉄道警察隊詰所	鉄道警察隊分駐所	鉄道警察隊	生活安全特別捜査隊	琴似留置場	音楽隊	北海道警察本部		呼称	表示
北海道警察本部 交通部交通機動隊	北海道警察本部 札幌運輸免許試験場	北海道警察本部 交通反則通告センター	北海道警察本部 刑事部機動捜査隊	北海道警察本部 地域部自動車警ら隊	北海道警察本部 地域部地域企画課 ○詰所	北海道警察本部 地域部地域企画課 ○分駐所	北海道警察本部 地域部地域企画課 鉄道警察隊	北海道警察本部 生活安全企画課 生活安全特別捜査隊	北海道警察本部 総務部留置場管理課 琴似留置場	北海道警察本部 総務部広報課 音楽隊	北海道警察本部	呼称	表示	様式
北海道警察本部 交通機動隊	北海道警察本部 札幌運輸免許試験場	北海道警察本部 交通反則通告センター	北海道警察本部 刑事部機動捜査隊	北海道警察本部 自動車警ら隊	北海道警察本部 鉄道警察隊 ○詰所	北海道警察本部 鉄道警察隊 ○分駐所	北海道警察本部 鉄道警察隊	北海道警察本部 生活安全特別捜査隊	北海道警察本部 琴似留置場	北海道警察 音楽隊	北海道警察本部	呼称	表示	様式
右に同じ。	右に同じ。	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	縦一二〇センチメートル 横二四センチメートル	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	右に同じ。	縦一二〇センチメートル 横二四センチメートル	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	縦三六センチメートル 横六五センチメートル 公安委員会共同横書	呼称	表示	様式

係 関 部 本 面 方					係 関 校 学 察 警							
交通反則通告センター	鉄道警察隊詰所	鉄道警察隊分駐所	鉄道警察隊	方面本部	警察学校分校	北海道警察学校	分遣隊	航空隊	機動隊	高速道路交通警察隊分駐所	分駐所	高速道路交通警察隊
北海道警察部 交通課 交通反則通告センター	北海道警察部 鉄道警察隊 詰所	北海道警察部 鉄道警察隊 分駐所	北海道警察部 地域課 鉄道警察隊	北海道警察部	北海道警察学校 方面分校	北海道警察学校	北海道警察本部 警備部航空隊 帯広分遣隊	北海道警察本部 警備部航空隊	北海道警察本部 警備部機動隊	北海道警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 分駐所	北海道警察本部 交通部 機動隊 分駐所 交通機動派出所	北海道警察本部 交通部 交通警察隊
北海道方面 交通反則通告センター	北海道警察部 鉄道警察隊 詰所	北海道警察部 鉄道警察隊 分駐所	北海道警察部 鉄道警察隊	北海道警察部	北海道警察学校 方面分校	北海道警察学校	北海道警察 航空隊 帯広分遣隊	北海道警察 航空隊	北海道警察 機動隊	北海道警察 高速道路交通警察隊 分駐所	北海道警察本部 交通機動隊 分駐所 交通機動派出所	北海道警察 高速道路交通警察隊
縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	右に同じ。	縦一二〇センチメートル 横二四センチメートル	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	縦一五〇センチメートル 横二八センチメートル	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	縦一五〇センチメートル 横二八センチメートル	右に同じ。	右に同じ。	縦一四〇センチメートル 横二六センチメートル	右に同じ。	縦一二〇センチメートル 横二四センチメートル	右に同じ。

二〇センチメートル)又は建物の欄間サイズとする。 ル、縦三六センチメートル(一行に表示する場合は、横六〇センチメートル、縦 きとすることができ。この場合における表示の規格は、横六〇センチメー 建物の構造、外見上等から横書きによる表示が適当と認められるときは、横書	係 関 署 察 警						
	所 交 番 ・ 駐 在 所 ・ 警 備 派 出	警 察 署	機 動 警 察 隊	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	分 駐 所	交 通 機 動 隊	運 転 免 許 試 験 場
	〇〇警察署 〇〇交番(駐在所) 〇〇警備派出所	北海道〇〇方面〇〇警 察署	部 北海道警察〇〇方面本 部 〇〇機動警察隊 〇〇機動警察隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通課 高速道路交通警察隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通機動隊 交通機動隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通機動隊 交通機動隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通課 〇〇運転免許試験場
	〇〇警察署 〇〇交番(駐在所) 〇〇警備派出所	北海道〇〇方面 〇〇警察署	部 北海道警察〇〇方面本 部 〇〇機動警察隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 高速道路交通警察隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通機動隊 交通機動隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 交通機動隊	部 北海道警察〇〇方面本 部 〇〇運転免許試験場
縦一四〇センチメー ト 横二六センチメー ト 縦二四センチメー ト 横二四センチメー ト	縦一四〇センチメー ト 横二六センチメー ト	右に同じ。	縦一四〇センチメー ト 横二六センチメー ト	縦一四〇センチメー ト 横二四センチメー ト	縦一四〇センチメー ト 横二四センチメー ト	右に同じ。	